

西宮中央運動公園整備事業 P F I 検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 西宮中央運動公園整備事業の実施に際し、西宮中央運動公園整備事業 P F I 検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 西宮中央運動公園整備事業に係る P F I 手法導入の適否の検討
- (2) 西宮中央運動公園整備事業の実施方針（案）及び要求水準書（案）の検討
- (3) 西宮中央運動公園整備事業に係る特定事業選定の検討
- (4) 西宮中央運動公園整備事業に係る落札者決定基準の検討
- (5) その他、(1) から (4) に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 委員長 北田副市長
- (2) 副委員長 田村副市長
- (3) 委員 別表1に定める職にある者とする。

(設置期間)

第4条 検討委員会の設置期間は、平成28年1月19日から事業完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があるときは、第3条に掲げる者以外の者を検討委員会に出席させることができる。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、必要の都度、開催する。

- 2 その他、会議について必要な事項は、委員長が定める。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、別表2に定める組織に置く。

2 検討委員会の庶務は、スポーツ推進課担当課長（運動施設整備担当）が務める。

付 則

この要綱は、平成28年1月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

政策局長
総務局長
財務局長
産業文化局長
土木局長
政策局参与 (施設・まちづくり担当)
政策局参与 (行政経営改革等担当)
政策総括室長
都市計画部長
総務総括室長
財務総括室長
資産管理部長
産業文化総括室長
文化スポーツ部長
土木総括室長
道路部長
公園緑化部長
営繕部長

別表 2 (第 7 条関係)

政策経営課
スポーツ推進課
公園緑地課
営繕課
設備課